令和８年 11 月

保護者の皆様へ

学校法人　四天王寺学園
理事長　塚 原　昭 人

授業料減免事業補助金について

標記の件、授業料減免事業補助金について案内いたします。
この授業料減免制度は、勤務先等の経営状況悪化、または傷病等に伴う家計急変により授業料の納付が困難となった世帯が対象となる補助金制度です。制度内容は各自治体により異なり、締切日を過ぎると申請出来ませんので、各自治体のホームページ等でご確認のうえ、事務局総務課庶務係までご相談・ご連絡をお願いいたします。

なお、大阪府の減免補助金の詳しい内容は、四天王寺東高等学校・四天王寺東中学校ホームページ「東の日常」、四天王寺小学校ホームページ「保護者専用ページ」に掲載しております。

また、大阪府の「私立高等学校等授業料支援補助金」との併給はできません。どちらか助成金額の高いほうが適用されますのでご注意ください。

≪問い合わせ先≫
四天王寺東高等学校
四天王寺東中学校
事務局 総務課 庶務係
電話:072-937-2855
四天王寺小学校
事務局 総務課 庶務係
電話:072-937-4811

個人情報保護法に基づき、提出された個人情報は、減免申請以外には使用致しません。
また、担当者のみの取り扱いとし、施錠できるロッカーにて保管いたします。